

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百二十九号）新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
目次（現行のとおり）	目次（略）
第一条から第四十八条まで（現行のとおり） （地域との連携等）	第一条から第四十八条まで（略） （地域との連携等）
第四十九条（現行のとおり）	第四十九条（略）
2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他の児童が集団生活を営む施設からの相談に応じて、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。	2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他の児童が集団生活を営む施設からの相談に応じて、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。
第五十条から第七十条まで（現行のとおり）	第五十条から第七十条まで（略）

(従業者の配置の基準)

第七十一条 (現行のとおり)

一 児童指導員、保育士又は学校教育法第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)

二 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

第七十二条から第七十五条まで (現行のとおり)

(情報の提供等)

第七十五条の二 指定放課後等サービス事業者は、指定放課後等サービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等サービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければ

(従業者の配置の基準)

第七十一条 (略)

一 指導員又は保育士

二 (略)

2及び3 (略)

第七十二条から第七十五条まで (略)

(新設)

ならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において適用する第三十条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受け、その改善を図らなければならない。

一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及

びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助
の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図る
ための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以
上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他
の方法により公表しなければならない。

(準用)

第七十六条 第十一条から第十四条まで、第十六条から第二十六
条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第二十
六条から第四十二条まで、第四十五条、第四十七条、第四十八
条、第四十九条第一項及び第五十条から第五十二条までの規定
は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この
場合において、第十一条第三項中「次条、第三十条第一項及び
第五十二条第二項第二号において「児童発達支援計画」とある
のは「(第七十六条において準用する次条、第七十六条において
準用する第三十条第一項及び第七十六条において準用する第五

(準用)

第七十六条 第十一条から第十四条まで、第十六条から第二十六
条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第二十
六条から第四十二条まで、第四十五条から第四十八条まで、第
四十九条第一項及び第五十条から第五十二条までの規定は、指
定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合に
おいて、第十一条第三項中「次条、第三十条第一項及び第五十
二条第二項第二号において「児童発達支援計画」とあるのは「(第
七十六条において準用する次条、第七十六条において準用する
第三十条第一項及び第七十六条において準用する第五十二条第

十三条第二項第二号において「放課後等デイサービス計画」と、第二十六条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第七十五条第一項」と、第二十八条中「定員（第十条第二項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。

（従業者の配置の基準）

第七十七条 （現行のとおり）

- 一 ~~児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者~~
- 二 （現行のとおり）

第七十八条及び第七十八条の二 （現行のとおり）

（準用）

第七十九条 第七条、第十一条から第十四条まで、第十六条から第二十六条まで、第二十九条第二項、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第二十六条から第四十二条まで、第四十五条、~~第四十七条、第四十八条、第四十九条第一項、第五十条から第五十二条まで、第五十八条から第五十九条の二まで、第七十条、第七十五条（第一項を除く。）及び第七十五条の二の規定~~は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

一項第二号において「放課後等デイサービス計画」と、第二十六条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第七十五条第一項」と、第二十八条中「定員（第十条第二項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。

（従業者の配置の基準）

第七十七条 （略）

- 一 ~~指導員又は保育士~~
- 二 （略）

第七十八条及び第七十八条の二 （略）

（準用）

第七十九条 第七条、第十一条から第十四条まで、第十六条から第二十六条まで、第二十九条第二項、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第二十六条から第四十二条まで、第四十五条、~~条から第四十八条まで、第四十九条第一項、第五十条から第五十二条まで、第五十八条から第五十九条の二まで、第七十条及び第七十五条（第一項を除く。）~~の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第三

この場合において、第二十八条中「定員（第十条第二項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。 第八十第から第九十一条まで（現行のとおり）	十八条中「定員（第十条第二項に規定する規則で定める基準として定められる指導訓練室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。 第八十第から第九十一条まで（略）
--	--